



全国センター通信

働くもののいのちと健康を守る全国センター
 発行責任者：秋山 正臣
 〒113-0034 東京都文京区湯島2-4-4
 平和と労働センター・全労連会館6階
 Tel (03) 5842 - 5601
 年額1,500円
 (送料込、会員は会費に含む)

後継者育成・活動家育成を最重要課題として

2022年「いの健」地方センター・交流集会

いの健全国センターは、10月1日、地方センター交流集会を開催しました。全国及び地方組織から32人が参加しました。昨年に続きリモートによる会議となりましたが、グループ討論を含め、学習と交流を行いました(写真)。

「フェーズⅡの働き方改革」の焦点

全労連の伊藤圭一雇用・労働法制局長に「労働法制の課題と労働組合・いの健の役割」をテーマに講演をお願いしました。講演では、「働き方改革」が、2014年の「抱き付き戦略」から、2020年には労働法制の規制緩和を明白に打ち出した財界主導にシフトしている、と指摘がありました。そしてコロナ禍では、私たちの運動で、雇用維持・所得補償の特例措置など一定の成果を実現させた反面、災害便乗の規制緩和も進んだ面があったとしました。

「フェーズⅡの働き方改革」の焦点として、岸田政権の骨太方針と財界方針から①労働時間法制の規制緩和、②多様な働き方の選択、③雇用流動化の促進をあげ、検討、審議中の労働法制課題について解説。職場での学習会、法制度と職場ルール改善の要求討議、署名活動などを呼びかけました。

後継者・活動家養成をどう進めるか

地方センターからの活動報告は、北海道、東京、京都、高知から。特に喫緊の課題となっている「後継者育成」に焦点をあてての報告としました。

北海道センターの木幡秀男事務局長は、「後継役員問題は四役会議で検討事項としている、労働安全衛生学校の取り組みを再開させ、加盟団体の構成員に労安分野の理解を広げる取り組みを重要な課題としている」と報告しました。

京都の岩橋祐治事務局長は「職場の労働組合におけるいの健=ローアン活動の位置づけの抜本的な強化が必要で、基本的な取り組みを着実に進めていくことが重要」と強調しました。



職場活動の活性化の課題として

5班に分かれてグループ討論を行いました。各地方センターは、歴史や財政・体制の規模などさまざまですが、悩みや前進している取り組みなどを共有して力にしていくことが必要です。相談事例の特徴では、パワーハラスメントが非常に多いこと、高齢労働者から労災の相談がきていることなどが報告されました。

後継者養成の問題では各センターとも第一義的な課題となっていることを確認し、あわせて労働組合を中心に幅広くこの分野の活動を広げていくこと、いの建が労組・医療機関・弁護士・専門家をつなげる「ハブ機能」を発揮していくことが重要などの意見が出されました。

最後に前田博史事務局長が「労安活動を職場の活動家の活性化につなげ、後継者育成を最重要の課題として取り組もう」と閉会あいさつを行いました。

(全国センター 岡村やよい)

〈今月号の記事〉

アスベスト懇談会/理事会報告/訃報	2面
労働法制中央連絡会総会	3面
各地・各団体のとりくみ 北九州/高齢者電話相談/板橋/千葉/京都/建交労	4~6面
過労死防止対策シンポジウム一覧/私の一冊	7面
読書の秋 ラストスパート	8面

建材企業は責任を果たせ 制度の更なる改善を

第3回建設アスベスト関係団体懇談会

9月15日建設アスベスト給付金制度についての第3回関係団体懇談会をいの健全国センターの呼びかけで開催しました。じん肺弁護団、建交労、全日本民医連、全商連、東京土建といの健地方センターから、埼玉・愛知・神奈川が参加しました。この懇談会は、救済制度を最大限活用できるように各団体の取り組みの交流をし、また新たな裁判を含めた制度改善・運用改善のための情報共有・意思統一の場として行っています。

じん肺弁連の鈴木剛弁護士からは、建材企業の責任を果たさせるために、裁判にあたって和解を求めていること、6月に提訴した企業向け裁判は、継続して提訴の準備をしていることが報告されました。

参加した団体からは、申請にあたっての「情報提供サービス」において、特に「石綿肺」をめぐる困難な事例が多いことが指摘されました。また、民医連や全商連からは、学習会や共済会のデータ等を活用しての制度周知の取組み等が報告されました。



9月末段階、1512の審査に対して認定相当が1503となっています。厚労省の試算では「すでに労災等認定されている者」「将来発症すると推定される者」合計3万1000人です。制度の周知、運用を含めた改善、基金への企業参加の実現を求めて活動を進めることを確認しました。(編集部)

第4回理事会報告

第25回総会 12月7日(水) 13:30～
～リモート基本に開催

10月5日(水)第4回理事会が開催されました。コロナ第7波がまん延するもと、今回もweb併用で、会場5人、web23人、の参加で開催されました。(欠席10人)

西澤副理事長(清岡副理事長が途中交代)の進行のもと、埴田理事長より挨拶を受け、第4回理事会以降の活動経過と情勢の報告を確認したのち、アスベスト問題、化学物質問題、精神障害の労災認定基準問題、次回読者サロンの内容、カレッジ開催に向けた議論状況について協議が行われました。

議論の中では、「労働者のいのちと健康本位に精神疾患の労災認定を考える全国医師連絡会(仮称)」の設立にあたって、いの健全国センターとして協力していくこと。カレッジについては、あらためていの健活動・労安活動に対する単産の現状をしっかりとつかみ、どのような企画にしていけるべきかさらに深める必要があることから、さらに準備を進めること。

また、12月7日(水)に予定をしている25日総会は、コロナ禍の収束が見通せないことから13:30～16:30オンラインを基本に開催すること等の確

認を行いました。最後に全労連、国公労連内部の体制変更に伴い、事務局長については前田さんから秋山さんに、事務局次長は井之上さんから名取さんに(以上全労連)、理事の大黒さんから丹羽さんに交代することが確認されたところです。なお、前田さんについては、総会成功に向け協力してもらうことになっています。

(全国センター 前田博史)

訃報 山田信也初代理事長

いの健全国センター初代理事長の山田信也先生(名古屋大学名誉教授)が、10月10日に逝去されました。92歳でした。



総評解散に伴う「日本労働者安全センター」の解体後、細川汀、渡部真也先生と「働く人々の健康を守る国民的な運動を育てるシンポジウム」を1992年に呼びかけ、1998年12月のいの健全国センターの設立まで、専門家の立場から尽力され、初代理事長として2期、その後は顧問として、長年お力添えを頂きました。

心からご冥福をお祈りいたします。

コロナ禍・災害・国際紛争・物価高騰、リストラの嵐から 労働者の権利を守るため、労働法制の規制強化と適用拡大を

労働法制中央連絡会総会

10月6日、全労連会館2階ホールとリモート併用で、2022年度労働法制中央連絡会総会が開催されました。

生活時間から労働時間を考える

桑田富夫労働総研代表理事(写真)の開会あいさつのおと、記念講演は法政大学大原社会問題研究所専任研究員の藤原千沙先生から「社会的再生産の立場から労働時間を考える」をテーマに行われました。

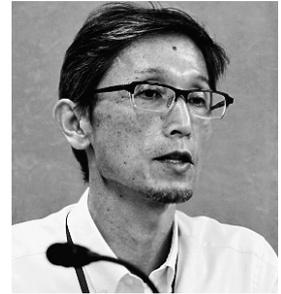


講演では、「人間は『生まれつきの早産』と言われる、生まれた時から"ケア"を必要としている。ケアで支えあうことが人であり、自分は「ケアレスマン」として、そのことを女性に押し付けてきた「働き方」を変えていかなければならない」と強調しました。講演を受けて積極的な質疑も行われました。

経済団体の要求丸飲みは許さない

議案の提案はオンラインで伊藤圭一労働法制中央連絡会事務局長(右上写真)から。私たちはコロナ禍においても働くもののいのちと健康、雇用とくらしを守る活動を強め一定の成果をあげてきたことを確認。しかし、「気候変動による自然の猛威やロシアのウクライナ侵攻、そしてアベノミクスによる日本経済の停滞に対して、岸田政権は経済団体の要求丸飲みの労働政策を推し進めようとしている」とし、

具体的な課題と取り組みを提起しました。労働時間法制では、裁量労働制の対象拡大が狙われていますが、反対の団体署名に取り組むと同時に、中期的には法定労働時間の短縮につながるような時短促進運動を進めようとの提起もありました。



また、無期転換労働契約の5年を前にしての脱法的雇止めが横行していること、無効な解雇をされた場合でも、金銭を払えば労働契約の解消を認めるという解雇の金銭解決制度導入、「雇用によらない働き方」への「保護法制」の整備など課題をあげ、取り組みを強めようと呼びかけました。

現場の実態とたたかいを束ねて

特別報告は①理化学研究所における雇止め問題(理化学研究所労働組合・金井保之委員長)、②「N T Tのジョブ型人事制度」(J M I T U通信産業本部・宇佐美俊一委員長)、③会計年度任用職員について(自治労連・嶋林弘一中央執行委員)、④偽装請負大阪高裁判決(堺総合法律事務所・村田浩治弁護士)から行われました。それぞれ、議案について深めるものとなりました。討議後、新年度役員が提案され拍手で確認。

全労連の秋山正臣副議長が閉会あいさつを行い、取り組み強化の意思統一を行う総会となりました。

(編集部)

女性の自殺、連続増加。いのちを守る対策が急務

厚生労働省は、10月14日「令和4年度自殺対策大綱」「自殺対策白書(2022年版)」を発表しました。自殺総合対策大綱は自殺対策基本法に基づき、政府が推進すべき自殺対策の指針として定められるもので、5年をめぐりに見直しが行われています。

日本の自殺者は2003年の3万2427人をピークに減少していましたが、コロナ感染の2000年から増加に転じました。原因は女性の自殺の増加です。女性の自殺者は、2019年から935人増加しています。政府はコロナ禍での失職や収入減が原因であることを認めています。22年版白書の分析によると「有効求人倍率の低下が無職の女性自殺率の上昇と統計的に有意に関係している」また、同居人のいる有職の女性の自殺増の背景には「仕事と家庭の両立にかかわる生活環境の変化がある可能性」を指摘しています。「大綱」では、高い水準の自殺者数、子どもの自殺者数増などをあげて「非常事態はいまだ続いており、決して楽観できる状況ではない」としています。当面の重点課題としては「長時間労働の是正」や「ハラスメント防止」もあげられています。政府の真剣な対策が求められています。(編集部)



各地・各団体のとりくみ

**北九州 若手メンバーのやる気につながる
第4期ROUAN塾4・5課**

今年4月に開講した第4期ROUAN塾（「全国センター通信」7月1日号掲載）は、これまでに5講座を終えました。今回は、4・5課で行った「職場環境を労働安全衛生の視点でとらえる」の報告です。安全・健康に仕事をして行くための快適職場づくりに向け、作業管理・作業環境管理を中心に労働安全衛生の視点を身につけることを目的としました。

第4課では、まず全国センターの埜田和史理事長から職場巡視や職場点検にあたっての講義の作業姿勢や環境のチェックポイントについて解説講義があり、ディスカッションに入りました。ディスカッションには「生協職場の荷積み込み作業」、「自治体職員環境局職場・ごみ収集」、「印刷業の作業」、「建設作業員のエアコン取付作業」の4つの職場から画像と映像が提供され、これをもとに主に「作業管理」「作業環境管理」の視点でグループディスカッションを行い、各班から発表してもらいました。それぞれの発表に対して埜田先生からコメントがあり、ディスカッションの内容とのすり合わせを行いました。実際の職場環境を視覚的にした題材は非常にわ



かりやすく活発な議論となり、企画の受け止めも大変好評でした。

第5課は、4課のテーマの第2弾とし、「腰痛予防と対策」に焦点をあてた企画でした。講師は健和会大手町病院副総師長の水本恵子さんで、「作業姿勢を見直して腰痛を予防しよう！～ノーリフトって何だろう？～」と題した30分の講義（写真）とコメントをお願いしました。いま医療や介護の現場で取り組まれている「ノーリフトポリシー」の概念と必要性について学び、自分たちの職場での腰痛問題について考えました。医療や介護以外の職場では新鮮に受け取られ活発なディスカッションが交わされました。

受講者から、「毎回楽しく受講させてもらっています」との感想が寄せられ、若手メンバーのやる気につながっています。（北九州労健連 日高琢二）

**高齢労働者 年金が少なくてダブルワーク
高齢者の労働110番**

9月16日、都内を会場に「敬老の日を前に 高齢者の労働110番無料電話相談」が実施されました（写真）。主催は、同電話相談実行委員会（弁護士・社会保険労務士・臨床心理士・労働組合役員などで構成）で、実行委員が相談を受けました。

相談電話は2時間で12件でしたが、1件で30分近く話をするケースもあり、一時期は3本の携帯電話がうまり着信履歴がたまるほどでした。相談者は50～70歳代で最高齢は76歳、60代が最も多く5人、職種はさまざまでしたが全員が非正規で現業職でした。

「年金が少ないのでダブルワークをしている」、「ハローワークで高齢労働者向け求人だったのに、職場は若い人ばかりで、同じ仕事（力仕事）をしていて腰痛になった」という高齢（65歳以上）でもそれまでと同じような働き方（仕事）をしている実態も見えました。

「救急輸送車の運転とその管理の夜勤仕事を2人だけで交代勤務している。深夜に要請があれば車を



運転して出なくてはならない。届け先が近ければすぐに戻れるが、遠方だったとしても8時間分の賃金しか出ない」といった過酷な労働状況も報告されました。

相談内容から現時点で懸念されることとしては、雇用形態（契約内容）によっては、労災対象にならない、正規労働者の人手が足りない仕事を高齢労働者に任せたり担っていて長時間・重労働をしていることなどが浮き彫りになりました。

実行委員会では、今後も電話相談を開催して事例への対応や課題をつかみ、内容によっては厚労省に要請が必要と考えているとのことでした。

（全国センター 宮沢さかえ）

各地・各団体のとりくみ

板橋

国内物流の9割を支える

トラック労働者の働き方を考える

コロナ禍による宅配が増えるなか、物流を支える労働をテーマに「トラック労働者の働き方を考える」を9月8日に開催しました。13団体28人が参加しました。

講師は、建交労東京トラック部会事務局長の上村誠氏(写真)。国内物流の9割がトラック配送、しかも多くが中小企業です。90年に物流二法が成立して規制緩和が始まり、2003年の同法改正による更なる規制緩和によって「5輛あれば営業できる」と事業参入が相次ぎました。2018年には62,068社となり、その結果、運送費の安売り競争が激化し、サービスの变化(時間指定や様々な付帯作業)も求められるようになりました。運送業者も存続のため、荷物と満杯にして目いっぱい走れ、と労働者に長時間労働を強いる現状を述べました。

そのうえで、トラック労働者の労働時間が大型で2604時間と全産業平均より500時間も多く、労基法違反も監督指導対象3654社(2021年)中2957社と8割に及ぶこと、賃金(2020年度)についても全産業平均が491万円に対して、大型トラック454万円(全産業平均より-37万円)、普通トラック415万円(同-76万円)と低賃金の実態を述

べました。さらに平均年齢は67.8歳と高齢化が進み、運動機能の衰えと健康障害も重なって事故や労災が増加していること、2021年の脳・心臓疾患の労災支給決定118件中55件が道路貨物輸送であり、最近は、精神疾患の労災支給決定も増えていると指摘しました。

2024年より適用となる労働時間の上限規制について、走行総時間が3300時間かつ1ヶ月の平均拘束時間が280時間となるが、これでも9時間しか減らず、長時間労働の解消の道りは遠いと語りました。

最後にトラック労働者の収入を年間500万円以上、長時間労働をなくして若者に魅力ある産業に変えること、そのために物流業が国民の生活といのちを守る大切な職業であることの理解を求めていきたいと語りました。

会場では、同業他社の参加者より、職場実態や講演に対する質問が相次ぎ、あらためてトラック労働の改善が急務であることを深めました。

(板橋センター 日向寺 淳一)



千葉

労働者救済の制度を学ぶ

労働安全衛生学校

千葉センターの労働安全衛生学校は、9月7日、自治体福祉センター会議室にて行われました。

テーマは、昨年10月の労安学校アンケートを踏まえたもので、労働組合の担当者が、労災問題を取り組むにあたって手続きなどの実務や監督署での対応の仕方などについて学びました。

第1講座は、「労働組合活動としての労災認定請求」で補償制度の概要として、請求主義と職権探知の違い、地公災基金制度だけが非常勤職員を差別していること。また、傷病手当金と労災保険の調整や公務の職場で請求手続きを遅延させないための方法などについての話がありました。

労働者災害補償保険法は請求主義、地方公務員災害補償法は請求主義、国家公務員災害補償法は職権探知、非常勤職員の公務災害条例は職権探知主義となっています。

第2講座では、島貫美穂子弁護士より「労働者救

済制度の活用」の講義で、労働者を救済するための制度が説明されました。

具体的には、司法の場として、訴訟(裁判・簡易裁判)・少額訴訟・労働審判があること、行政の場として、労働委員会・個別労働関係紛争。その他の救済方法として、弁護士によるADR等について、それぞれ手続きの仕方、時間のかかり方、費用負担などの違い、どのような事案が制度になじむのかなど実践的な話がありました。(*ADR=裁判外紛争手続き)

参加者は16人で労働組合の役員や各団体で実際に相談を受ける立場の担当者が集まりました。

今回の労安学校についての要望としては、メンタルヘルス問題やパワハラ問題など具体的な事例をもとに労災・公務災害の認定請求を行う上での留意点を学びたいとの意見が出されています。

コロナ拡大の中で活動が停滞しています。停滞を打破する企画として今後も取りくみたいと考えています。

(千葉センター 中林正憲)

各地・各団体のとりくみ

京都

**“いの健・ローアン”労働者・労働組合八訓
働き方を見直す京都集会**

9月23日、ラポール京都において「第17回（2022年）Stop! ザ・働き過ぎ～働き方を見直す京都集会」が「人間らしく働き、いのちと健康を守る職場を創ろう!」をテーマに開催されました（主催：京都総評/京都民医連/いの健京都センターなどで作る同集会実行委員会）。集会は、京都総評・梶川憲議長の開会あいさつで始まり、記念講演は龍谷大学名誉教授の脇田滋先生が「フリーランスの働き方といのちと健康」と題して行い、基調報告と5つの特別報告、ハラスメント対策防止対策義務化を考えるミニ学習会と続けました（司会は京都民医連の高梨輝子事務局次長）。参加は、会場に48人、オンライン参加で47人の合計95人でした。

脇田先生は、フリーランスという用語は「使用者責任の回避」と「労働者の無権利化の正当化」を狙ったものであり、きわめて欺瞞的であり、実態は「偽装自営業」、「誤分類」だと批判、「①”広い労働者概念”にもとづき、「偽装」を取り締まり、「誤分類」規制を徹底すること、②雇用上の地位に関して、

「雇用の推定」＝立証責任転換を導入すること、③集団的権利を徹底して保障すること（労働組合の役割は極めて大きい）、④AIによる



監視やアルゴリズムを規制すること、⑤労働保険・社会保険の加入を拡大し、社会保護を改善すること」の5点を強調されました（写真）。

基調報告では「”いの健・ローアン”労働者・労働組合八訓」が提起され、当面の取り組みとして「①「いの健・ローアン」の意義と位置づけを抜本的に強化しよう、②賃金の大幅な引上げと底上げを実現しよう、③労働組合は長時間・過密労働を規制できる、④労働安全衛生委員会の位置づけを強化し、積極的な活用を行おう、⑤通達・指針、ガイドラインを積極的に活用しよう、⑥いの健（ローアン）活動の強化を通じて、労働組合の強化・拡大を実現しよう」の6点が提起されました。

（京都センター 岩橋祐治）

建交労

最高裁で原告勝訴判決が確定

三井金属神岡鉱山じん肺第2陣訴訟

2022年9月15日、三井金属神岡鉱山じん肺第2陣訴訟で最高裁判所第1小法廷は、被告三井金属鉱業がした上告を不受理とする決定をしました。

昨年の9月16日、原告勝訴の画期的な名古屋高裁判決が出されてからちょうど1年が経過した日の勝訴確定に原告団は大きな喜びに包まれました。

神岡じん肺訴訟は、岐阜県飛騨市にある神岡鉱山で働いてきた労働者や遺族が、鉱山を経営する三井金属鉱業らが長年にわたり、安全配慮義務を怠ったまま劣悪な環境で働かせた結果、じん肺という不治の病に罹患したことの損害賠償を求めた裁判です。

先に争われた1陣訴訟では、2017年3月に被告らの安全配慮義務違反と原告全員の被害が認定された名古屋高裁判決が最高裁により確定しています。1陣・2陣の勝利により被告の責任逃れはもはや許されない状況まで追い詰めることができました。

1陣訴訟では、CT画像に依拠して、一部原告について「管理2に相当するじん肺に罹患しているものとは認められない」「これに至らない程度の線維結節性変化が存在」として国の行政決定と異なる評

価を行うという課題を残しました。

その課題を解決しようと闘った2陣訴訟では、原告らがじん肺であると認定した国の行政決定に高



’18年じん肺キャラバン神岡からスタート

度の信用性があることを認め、被告が提出したCT画像を用いての医師の意見書のみでは、高度の信用性を覆すことはできないという画期的な勝訴を勝ち取ったのです。全国で係争中のじん肺訴訟で、CTによる被害の切り捨てを食い止めることができました。

2陣原告代表の小北行雄さんは、勝訴確定の報告を受け「8年に及ぶ厳しい闘いでとうとう勝つことができた。最高裁で確定したことにやっと安心した。これも弁護団や支援していただいた皆様のおかげ、本当にうれしい」と喜びを伝えてくれました。

現在、第3陣訴訟が岐阜地裁で係争中です。私たちは「あやまれ つぐなえ なくせじん肺アスベスト」のスローガンの下、神岡鉱山のじん肺被災者の救済と被害の根絶を目指して最後まで奮闘します。

（じん肺弁連『判決についての声明』より）

各地・各団体のとりくみ

2022年度 過労死等防止対策推進シンポジウム開催予定一覧 *時間は開始時間

北海道	11月2日(水) 14:30	札幌コンベンションセンター中ホール	三重	11月21日(月) 13:30	津市アストプラザ4 Fアストホール
青森	11月29日(火) 18:00	ハートピアローフク大会議室	滋賀	11月29日(火) 13:30	ピアザ淡海滋賀県民交流センター3 F大会議室
岩手	11月8日(火) 13:30	岩手教育会館2階多目的ホール	京都	11月25日(金) 13:30	池坊短期大学洗心館B1 Fこころホール
宮城	11月4日(金) 13:30	フォレスト仙台2階フォレストホール	大坂	11月22日(火) 14:00	コングレコンベンションセンタールーム1.2.3
秋田	11月7日(月) 13:30	秋田市にぎわい交流館AU(あう)多目的ホール	兵庫	11月18日(金) 15:00	神戸市産業振興センターハーバーホール
山形	11月24日(木) 13:30	山形国際交流プラザ山形ビッグウイング4階中会議室	奈良	11月24日(木) 13:30	ホテルリガーレ春日野2 F飛鳥の間
福島	11月25日(金) 13:30	郡山商工会議所6階大ホール	和歌山	11月21日(月) 13:30	和歌山ビッグ愛大ホール
茨城	11月11日(金) 13:30	つくば国際会議場大会議室102	鳥取	11月18日(金) 13:30	国際ファミリープラザ2階ファミリーホール
栃木	11月29日(火) 14:00	栃木県教育会館5階小ホール	島根	11月17日(木) 13:30	江津市総合市民センターミルキーウェイホール
群馬	11月21日(月) 13:30	Gメッセ群馬(群馬コンベンションセンター)3階中会議室301	岡山	11月11日(金) 14:00	おかやま未来ホール(イオンモール岡山館内5 F)
埼玉	11月7日(月) 14:00	ソニックシティビル棟4階市民ホール	広島	11月7日(月) 14:00	広島YMC A国際文化センター本館B1 F国際文化ホール
千葉	11月15日(火) 14:00	千葉市生涯学習センター2階ホール	山口	11月16日(水) 13:30	シンフォニア岩国2 F多目的ホール
東京(中央)	11月9日(水) 13:00	イイノホール	徳島	11月17日(木) 13:00	徳島大学地域連携プラザ2 F
東京(立川)	11月8日(火) 14:00	ホテルエミシア東京立川サンマルコグランデ	香川	11月16日(水) 14:00	かがわ国際会議場
神奈川	11月1日(火) 13:30	日石横浜ホール	愛媛	11月24日(木) 14:00	愛媛大学南加記念ホール
新潟	11月30日(水) 14:00	シティホールプラザアオーレ長岡市民交流ホールA	高知	11月14日(月) 13:30	高知城ホール4 F多目的ホール
富山	11月18日(金) 14:00	ボルファートとやま琥珀の間	福岡	11月4日(金) 15:00	オリエンタルホテル福岡ヤマカサ
石川	11月8日(火) 13:30	石川県地場産業振興センター本館第1研修室	佐賀	11月16日(水) 18:30	佐賀県教育会館大会議室
福井	11月28日(月) 13:30	福井商工会議所B1 Fコンベンションホール	長崎	11月30日(水) 18:30	長崎県労福祉会館4階第2・3会議室
山梨	11月29日(火) 18:30	ベルクラシック甲府エリザベート	熊本	11月14日(月) 13:40	熊本テルサたい樹(南1/2)
長野	11月14日(月) 13:30	キッセイ文化ホール(長野県松本文化会館)国際会議室	大分	11月15日(火) 14:00	全労済ソレイユカトリア7階
岐阜	11月29日(火) 13:30	長良川国際会議場大会議室	宮崎	11月22日(火) 18:00	宮日会館11階大ホール
静岡	11月1日(火) 13:30	静岡市民文化会館大会議室	鹿児島	12月2日(金) 14:00	T K Pガーデンシティ鹿児島中央3 F薩摩ホール
愛知	11月30日(水) 14:00	名古屋市中企業振興会館7 Fメインホール	沖縄	12月5日(月) 15:00	沖縄産業支援センター大ホール101+102

私の一冊 ② 全日本民医連 徳山 通 『思いがけず利他』

歎異抄第4条に「自力で人をたすけようとしたって助けきることなんてできないのだから、他力にすがり念仏することでしか救われない」という主旨の言葉があります。10年以上前、東日本大震災の支援からもどる新幹線の中で、この親鸞の言葉を、津波や原子力事故のもつ大きな力への無力感とともに、何度も思い浮かべました。

震災への無力感の中でこの言葉が正しく思え、同じように、戦乱や飢饉で道端に多くの死骸がころがっていた当時の時代としては正しかったのだろうと想像をめぐらしました。

しかし、マルクス以降、社会が科学の対象となった今日においては、利他行為に内在する利己主義への警句としての意義は認められるとしても、利他を否定する親鸞の言葉に心底から納得することには無理があります。

この本は、もし親鸞が今日生きていたら、人の社会を良くしようとする営為も、依然自力のはからい

にすぎないと言うのか、マルクス主義を未来から現実社会への照射と考えれば、今日においては、利他の実践こそ念仏の実践といえるのではないか、そんな疑問に中島が親鸞になりかわって答えようとした著作だと私には思えました。

残念ながら、もやもやが晴れるような結論

に至ることはできませんでしたが、この本には思索のためのヒントがあふれています。

また、落語家・談志の文七元結の解釈を巡っての話題が、利他論と交錯するあたり、談志好きにはたまらない魅力のある著作でもあります。



中島岳志 (著) ミシマ社

読書の秋 ラストスパート



労災職業病に取り組んで半世紀 ～ともに力を合わせて～ 色部 祐 著

私たち働くもののいのちと健康を守る東京センター（以下、「いの健東京センター」）の副理事長である色部祐さんが、著書「労災職業病に取り組んで半世紀～ともに力を合わせて～」を5月に出版しました。

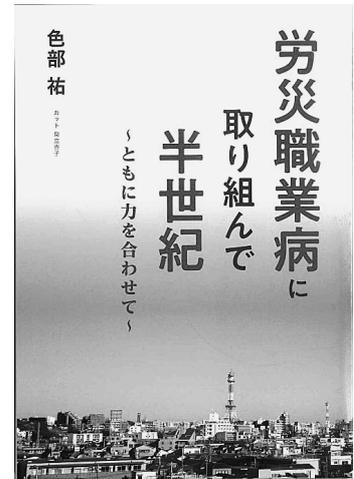
本書の内容は、色部さんが父の生き方から受けたこと、大田病院の医療ソーシャルワーカーを担当してから職業病患者の相談・支援をする中でいろいろと得たこと、その後、いのちと健康を守る運動を全国で、そして現在も取り組んでいるいのけん東京センターでの労災職業病支援の体験の記録です。公務公共一般東京の機関紙に25回にわたり連載されたものをまとめて一冊の本になりました。常に被災者、弱者に寄り添った生き方に色部さんの人柄を見ることが出来ます。

本書後半には、「一ともに力を合わせて一手記」として、共に闘っている弁護士、いの健メンバー、被災者等から“共に歩める喜び”を、そしていの健東京センター10周年誌に掲載された方々からの感謝のメッセージを掲載。最後に資料として、国連人

権委員会へのカウンターレポート、および自らが支援された事例を分析・検討した2論文が掲載されています。

今年80歳を迎えるにあたって出版を決意した色部さんが、「もとより私の私的な体験の記述であり、その域を出るものではないが、私の経験が多少とも労災職業病に関心を持っていただけることに役立つなら望外の喜びである。（「むすびに」から）」と語ります。ぜひご一読を!

（自主出版のため、ご希望の方は、いのけん東京センターへ）mail : tokyo-inoken@grape.plala.or.jp
（東京センター 大角繁夫）



いちばんやさしい労働安全衛生法

加藤 雅章 著 中央労働災害防止協会

中央労働災害防止協会から、この程『いちばんやさしい労働安全衛生法（改訂第2版）』が発行されました。サブタイトルは「知ってほしい安全と健康を守るワークルール」です。

ご承知のように、今年2022年は、「労働安全衛生法」が制定されて50年になります。50年前のこの年1972年は、わが国の戦後史の中でも画期的な年でした。「沖縄返還」「日中国交回復」。総選挙も実施され、自民271、社会118、共産38、公明29、民社19という議席でした。

私ごとでいえば、当時日刊工業新聞社にいて、田中角栄の「日本列島改造論」が100万部も売れたことを覚えています。日刊工業新聞では、当時鉛中毒・頸肩腕障害の労災認定の取り組みの最中で、鉛中毒では8人、頸肩腕障害では7人の労災認定をとり、その翌年の1973年には労働組合の正常化が図られ、弾圧されていた労働組合が150人から一挙に800人に拡大した年でもありました。

著者の加藤雅章さんは、この1972年に労働技官として監督署に配属され、現場の安全衛生の指導に携って来ました。その時に私も新聞労連から推薦され、労災防止指導員となり、三鷹労働基準監督署

で職場の安全点検の仕事にも携わるようになりました。

この時三鷹監督署にいたのが加藤雅章さんで、以後、立川・品川・三田・東京労働局で安全の指導に携って来ました。

とくに、三田労働基準署では、管内にテレビ会社が全部移ってきたため、民放・テレビの安全対策のネットワークを作るなど安全指導に努めてきました。

現在は、中央労働災害防止協会の安全管理士・衛生管理士として労働安全衛生相談業務を担当しています。この機会にこの「いちばんやさしい労働安全衛生法」を手にとって学び、職場で活用するようお勧めします。

（社会医学研究センター 村上剛志）

